平成２７年（フ）第５５１号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台45番地３
債務者　刀禰川竜也（旧姓三苫）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２８号
広島県東広島市八本松町原2178番地１
債務者　堀川　孝之
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９６号
広島県廿日市市阿品台西４番17―205号
債務者　福田　幸造
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１３号
福岡県春日市惣利２―51―101　荒木誠一方、住民票上の住所福岡県春日市若葉台西６丁目94番地２　春日パークマンション503号
債務者　林　我子咲
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４０号
山梨県甲府市徳行４丁目１番25号　コーポＡＦＢ203、前住所山梨県甲府市徳行４丁目15番34号
債務者　土橋　千景
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣2066番地５
債務者　安藤　一美
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第７１号
兵庫県淡路市育波231番地１
債務者　丸一　保宣
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第７９号
宮崎県都城市松元町８街区３号　千日ビル203号
債務者　太原　浩志
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４２３５号
大阪市東淀川区上新庄１丁目２番２―202号
債務者　西澤恵美子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５１号
大阪市鶴見区鶴見１丁目６番59―218号
債務者　市川　裕子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３１４号
大阪市東淀川区西淡路１丁目14番21―801号
債務者　豊田祐基子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８１号
横浜市港北区綱島東４丁目５番36号　コーポさつき102
債務者　今川　寛治
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５９号
神奈川県大和市上和田3498番地３　260アークＢ棟102
債務者　坪田　丈治
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７４号
横浜市緑区三保町1924番地１　コミュニティープラザＣ棟101号
債務者　兵頭めぐみ
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９１４号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン18―１号棟205号
債務者　渡邉　博文
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９１５号
横浜市都筑区荏田南５丁目１番５―401号
債務者　関澤　拓巳
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部